

天理市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）で、身体の不自由等のため単身での入浴が困難な者の家庭を訪問し、訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者等及び家族の保健、福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に居住する在宅の障害者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者は除く。

- (1) 特別障害者手当を受給している者
- (2) 障害児福祉手当を受給している者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳の肢体不自由の程度が総合級で1級及び2級の者
- (4) その他市長が必要と認める者

(支援の内容)

第3条 市長は、移動入浴車を配車し、障害者等に在宅で入浴できるサービスを提供するものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 住所を証する書類

(3) 所得の状況を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、法第22条第8項に規定する受給者証を交付するものとする。

2 事業の利用は、原則として1週につき2回までとする。

(利用の有効期間及び更新申請)

第6条 前条の規定による利用決定の有効期間は、決定を行った日から起算して、1年以内とする。

2 事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、有効期間満了後も引き続き当該事業を利用しようとするときは、有効期間満了日前1月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第7条 利用者が事業を利用しようとするときは、事業者を受給者証を提示し、利用申込みをするものとする。

(利用の変更)

第8条 利用者は、次に掲げる場合に該当するときは、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更した場合

(2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(事業の実施)

第10条 事業の実施は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項及び第8条の2第2項に規定する訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 事業者は、支援技術の向上を図るため、従事者に必要な研修を実施しなければならない。
- 3 従事者は、事業に従事するたびに、従事した内容を事業者に報告しなければならない。

(利用者負担金)

第11条 利用者は、訪問入浴サービスの実施に要する費用について、1回につき12,500円（ただし、清拭のみ8,750円）の1割を利用者負担金として事業者に支払うものとする。ただし、利用者の同一の月における当該負担金、天理市障害者移動支援事業実施要綱第11条に定める利用者負担金、天理市障害者日中一時支援事業実施要綱第11条に定める利用者負担金及び天理市地域活動支援センター事業実施要綱第12条に定める利用者負担金を合計した額が37,200円を超えるときに限り、その超える額を免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担金の全額を免除する。

(1) 利用者の属する世帯（利用者が18歳以上の場合は、利用者及び配偶者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき。

(2) 利用者が18歳以上である場合において、利用者及び配偶者の当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市民税が非課税であるとき。

(3) 利用者が18歳未満である場合において、利用者を監護する者及び配偶者の当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市民税が非課税であるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。